

建築士等が受講すべき講習・研修について（改訂版）

平成20年9月
香川県土木部建築課建築指導室

今回の建築士法改正（H20.11.28 施行）により、建築士として受講すべき講習が法定化されました。これまでの講習制度と混同されないよう、計画的に受講してください。

I 必ず受講しなければならない講習

今回の法改正で創設された制度です。

定期的に受講義務のある定期講習と、資格取得のために受講しなければならない資格取得講習があります。

国土交通大臣の登録を受けた「登録講習機関」が実施します。

これらの講習は講義と修了考査からなり、修了考査に合格しなければ受講とみなされません。（後日再受講していただくことになります。）

1 定期講習（所属建築士講習）

○対象者は建築士事務所に所属する建築士（管理建築士を含む）で、3年ごとの受講が義務付けられました。一級建築士・二級建築士・木造建築士の別により実施されます。登録講習機関が実施するため、同じ講習を複数の機関が実施することもあります。

なお、具体的な講習スケジュールは未定です。

○構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士についても定期講習が義務付けられました。建築士事務所の所属の有無に関係なく3年ごとに受講しなければなりません。

○講習の受講歴は建築士名簿の登録事項に加えられる予定です。また、事務所登録の申請書類や事務所に備え置く閲覧書類、設計等の業務に関する報告書の所属建築士名簿にも直近の受講歴を記載するよう様式が改正される予定です。

なお、これらの名簿は一般の方の閲覧対象となります。

○これらの講習を受講しないと建築士法違反となり、懲戒処分等を受けることもありますので十分注意してください。

2 資格取得講習

①管理建築士講習

○改正法施行後は、あらたに建築士事務所の管理建築士になるためには建築

士として3年以上の設計・工事監理等の実務経験ののち管理建築士講習を受講する必要があります。現に管理建築士である方も、3年以内に受講しなければなりません。

○一度受講すればよく、一級・二級・木造の別は関係ありません。

○改正法施行前に「みなし講習」として8～11月に全都道府県において実施されます。香川県におけるみなし講習の開催日は平成20年10月28日で、窓口は社団法人香川県建築士事務所協会です。（定員に達したため、新規の申込はできません。）

○この講習を受講しないとあらたに管理建築士となることができません。現に管理建築士である方も3年以内に講習を修了しない場合、建築士事務所の業務ができなくなることもありますので忘れずに受講してください。

②構造設計一級建築士講習

構造設計一級建築士になるための講習で、一級建築士として5年以上の構造設計の実務経験がある方が受講できます。法施行前に「みなし講習」が全国で実施されています。

③設備設計一級建築士講習

設備設計一級建築士になるための講習で、一級建築士として5年以上の設備設計の実務経験がある方が受講できます。法施行前に「みなし講習」が全国で実施されています。

II 香川県知事指定講習

建築士を対象とする講習で、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で奨励すべきものを知事が指定しています。

建築士事務所の開設者や所属建築士は指定講習の受講に努めるものとされており、建築士事務所の登録・更新時にはこの講習の修了証の写しを添付していただいています。

1 定期講習

定期的に行われる講習で、社団法人香川県建築士会が行う「すべての建築士のための総合研修」（19年度までの名称は「建築士のための指定講習会」）を指定しています。毎年実施されていますが、建築士事務所へは建築士会から事務所登録更新前に（5年に一度）案内を送付しています。

なお、19年度までは社団法人香川県建築士事務所協会の実施する「建築士事務所の管理講習会」を指定していましたが、前述の管理建築士講習の法定化に伴い、平成20年度から当分の間実施しないこととなりました。

2 特別講習

制度改正等のテーマを設けて行う、定期講習以外の講習で、随時指定しています。19年度実施のの建築士法・建築基準法の改正についての講習会や20年度実施の改正建築士法の講習会はこれにあたります。

III その他の講習・研修

そのほかにも社団法人香川県建築士会、社団法人香川県建築士事務所協会、その他の団体等がいろいろなテーマで講習・研修を実施しています。建築士法第22条の「建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。」との規定はもとより、自発的に建築技術の高度化や法改正に対応できる知識を深め、建築士としての能力向上に努めてください。

法律により建築士が必ず受けなければならない講習

種別	名称	対象	実施機関
所属 建築士 講習	一級建築士定期講習	所属建築士	登録講習機 関
	二級建築士定期講習		
	木造建築士定期講習		
定期講習 (3年ごと)	構造設計一級建築士定期講習	構造設計一級建築士	
	設備設計一級建築士定期講習	設備設計一級建築士	
資格取得 講習	管理建築士（資格取得）講習	それぞれになる うとする者	
	構造設計一級建築士（資格取得）講習		
	設備設計一級建築士（資格取得）講習		

知事指定講習（定期講習）

実施機関	(社) 香川県建築士会
名称	すべての建築士のための総合研修
頻度	年1回

知事指定講習（特別講習・19年度以降実施分）

実施年月日	名称	実施機関
平成19年5月23日	改正建築士法等講習会	社) 香川県建築士会・社) 香川県建築士事務所協会の共催
平成19年7月11日	〃	
平成20年7月31日	改正建築士法講習会	